

函館市生活保護就労支援プログラム実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者のうち、就労可能な者について、就労意欲を喚起するために必要な支援を行い、当該被保護者の就労の実現および充実に資することを目的とする。

(対象者)

第2条 プログラムの対象者は、就労可能な被保護者で、就労経験が少ない者および就労意欲が十分でない者とする。

(選定方法)

第3条 プログラムの対象者の選定は、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 生活保護地区担当者（以下「担当者」という。）は、被保護者の医療検討結果等から判断し、対象者に該当すると認められる者のうちからプログラムへの参加の候補者を選定し、別記第1号様式の個人票Aを作成するものとする。
- (2) 担当者は、作成した個人票Aを査察指導員に提出し、プログラムへの参加の適否について協議するものとする。
- (3) 査察指導員との協議の結果、プログラムに参加させることが適当と認められる場合は、担当者は、当該被保護者にプログラムの内容について説明し、別記第2号様式の同意書により、参加の同意を得るものとする。

(プログラムの内容)

第4条 プログラムの実施期間は、原則として3箇月間とし、担当者は、プログラムの参加の同意を得た者（以下「参加者」という。）の世帯の特性に応じ、次の各号に掲げるプログラムのうち必要と認めるものを選定し、具体的な支援の計画を定めるものとする。

- (1) 就労相談プログラム
 - ア 就労経験が少ない理由または就労意欲が十分でない理由について聴取し、原因を分析すること。
 - イ 求職活動および転職・増収活動の状況を聴取し、就職に際しての問題点を分析すること。
 - ウ 就労障害要因について話し合い、解消に向けた支援を行うこと。
 - エ 職歴、希望職種、勤務条件について聴取し、求職の目標が定められるように支援すること。
- (2) 履歴書作成プログラム
 - ア 履歴書の書き方について指導し、求職に必要な能力の向上を図

られるように支援すること。

イ 職務経歴書の書き方について指導し，具体的な職歴や実績を再確認させ求職範囲の拡充が図られるように支援すること。

(3) 面接指導プログラム

模擬面接等を実施し，参加者の就労実現に向け支援すること。

(4) 同行訪問プログラム

ア 公共職業安定所へ同行し求人情報の閲覧指導等を通じて参加者の不安の解消に努めること。

イ 求職状況について定期的な報告を求め，求職活動の定着が図られるよう支援すること。

(5) 体験就労プログラム

公共職業安定所と連携し，トライアル雇用の活用について支援すること。

(6) 職業訓練プログラム

公共職業安定所と連携し，公共職業訓練の受講について支援すること。

(支援の実施および評価)

第5条 担当者は，次に定めるところにより，プログラムに基づく支援の実施およびその結果についての評価をするものとする。

(1) 支援の実施にあたっては，就労指導員と連携し，参加者が必要な支援を受けられるよう配慮するものとする。

(2) 支援の実施状況について，別記第3号様式のプログラム管理票に記載するものとする。

(3) プログラムの開始後は，参加者の取り組みの状況および支援目標の達成状況を適時に評価し，査察指導員と協議のうえ，支援継続の要否を決定するとともに，必要があると認められる場合には，支援の内容等の見直しを行うものとする。

(4) プログラムの実施期間が終了したときは，課長および査察指導員と協議のうえ，支援の実施状況について評価し，その結果をプログラム管理票に記載するものとする。

附 則

この要綱は，平成20年11月5日から施行する。